平成２５年９月１２日

磯津環境学校代表　萩森　繁樹　様

四日市市長　田中　俊行

平素より本市環境行政にご協力賜り、ありがとうございます。

さて、８月２０日にご質問をいただきました下記の件について、回答させていただきます。

記

１．「改めて、ぜんそく被害者の実態把握調査と救済を」について

公害健康被害補償法の指定地域解除後のぜん息患者について、四日市市公害健康被害認定審査会に対し諮問したところ、二酸化硫黄の環境基準を達成した昭和 51 年から指定地域解除の昭和 63 年までに十分な期間があったため、指定地域解除後に四日市公害を原因として気管支ぜん息等の疾病を発症したとは考えにくい旨の答申がなされました。

これを踏まえ、四日市市において新たな健康調査を行う予定はなく、市独自の救済制度の創設についても困難と考えております。

２．「PM2.5（微小粒子状物質）早期抜本対策を」について

四日市市では、平成 22 年度に納屋測定局、平成 23 年度に北消防署測定局にて PM2.5 の測定を開始しているところですが、更なる監視体制の充実に向けて、本年度、四日市商業高校測定局において新たに測定を開始する予定となっております。

測定結果につきましては、国に情報提供を行っており、現在、国において全国的な観点から改善に向けた取り組みについて検討しているところです。

平成２５年２月に国が公表した「微小粒子状物質に関する専門家会合」の報告書にも記載されているところですが、先ずは PM2.5 監視体制の充実が求められていることから、更なる測定機器の整備について検討しているところですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

事務担当
四日市市環境部環境保全課
TEL：059-354-8188